

みんなの森林づくりプロジェクト推進事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知。）、みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要綱（平成29年6月16日付け林振第236号農林水産部長通知。）及びみんなの森林づくりプロジェクト推進事業交付金交付等要綱（平成29年6月16日付け林振第237号農林水産部長通知。）、みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要領（平成29年6月16日付け林振第238号農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づくみんなの森林づくりプロジェクト推進事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項について定めるものとする。

(活動組織への支援)

第2 活動計画作成支援及び採択申請書の内容確認など活動を行おうとする活動組織への支援は、県及び活動を行う森林を管轄する市町村（以下「市町村」という。）が行う。

(活動組織の運営)

第3 活動組織は県実施要領に基づき、事業実施期間の終了後も継続して活動を行うため、様式第1号に示した例を参考に規約を定めるものとする。

(活動の実施に関する協定)

第4 県実施要領に基づき活動組織の代表者が対象森林の所有者との間で締結する協定は、様式第2号によるものとする。

(活動計画の作成)

第5 活動組織は、県実施要領に基づく活動計画を様式第3号により作成するものとする。

(採択申請)

第6 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、第5に基づく活動計画書に第4により締結した協定書及び活動組織の運営に関する規約等を添え、活動年数毎に様式第4号－1から様式4号－3により市町村に2部提出するものとする。

(市町村の支援等)

第7 市町村は、第6による書類が提出されたときは、第2及び県実施要領第3に基づき、同要領別紙1第4第4項(3)に定めるイからオまでの事項を満たしていることを確認の上、活動対象森林の確認と併せ、様式第5号により活動に対する支援の有効性などについて意見を付し、活動を行う森林を管轄する地方振興事務所長又は地域事務所長(以下「所長」という。)へ1部提出するものとする。

(県の支援等)

第8 所長は、第7による書類が提出されたときは、県実施要領別紙1第4第4項に定めるアからオまでの事項を満たしていることを確認の上、水産林政部長(以下「部長」という。)宛て関係書類等を進達するものとする。部長は取りまとめの上、地域協議会長へ提出するものとする。

2 所長は、前項の書類確認に当たって、森林施業やモニタリング手法などの技術的事項について指導、助言に努めるものとする。

(審査及び採択決定)

第9 地域協議会長は、部長から提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、様式第6号により活動組織の代表者及び部長並びに市町村長あて通知するものとする。

2 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(採択内容の変更)

第10 活動組織の代表者は、第9により採択された内容について、県実施要領に基づく変更が生じた場合は、活動年数毎に様式第7号ー1から様式第7号ー3により市町村に2部提出するものとする。ただし、変更内容が県実施要領別紙1第5第6項に基づく事項以外の場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、様式第7号により市町村へ2部届け出るものとする。

2 市町村は、前項に基づく提出又は届出があった場合は、変更内容を確認の上、1部を所長に提出するものとする。

3 所長は、前項に基づく提出があったときは、県実施要領に基づく変更に係る事項の内容を確認の上、部長あて関係書類等を進達するものとし、部長は取りまとめのうえ、地域協議会へ提出するものとする。

4 地域協議会長は、前項の通知があったときは、変更内容を確認の上、適当と認められるときは速やかに承認し、その旨を活動組織の代表者及び部長並びに市町村長あて通知するものとする。

- 5 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(活動の着手)

- 第11 活動組織は、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、あらかじめその理由を明記した採択決定前着手届を様式第8号により、地域協議会に提出するものとする。
- 2 地域協議会長は、前項の届出を受理したときは、その旨を部長及び市町村長あて通知するものとする。
- 3 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(活動の実施)

- 第12 活動組織は、様式第9号から11号により活動の実施に必要な県実施要領に基づく活動記録兼作業写真整理帳、金銭出納簿、モニタリング報告書を作成するものとする。
- 2 所長は、活動組織の要請に応じて森林施業やモニタリング手法などの技術的事項について指導、助言を行うとともに、市町村及び地域協議会との情報共有に努めるものとする。
- 3 市町村又は地域協議会は、所長及び部長が行う技術支援に必要なに応じて同行し、活動組織への助言・指導に努めるものとする。

(概算払い)

- 第13 活動組織は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の1/2を上限とし概算払により請求できるものとする。
- 2 概算払いについては、1採択申請に当たり1回限りとする。
- 3 活動組織は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付の請求をしようとするときは、別記様式第1号を所長あて1部提出しなければならない。
- 4 所長は、前項に基づく提出があったときは、書類等により実施内容を確認の上、部長あて関係書類等を進達するものとし、部長は取りまとめのうえ、地域協議会へ提出するものとする。
- 5 地域協議会は、前項による請求内容が適当と認められた場合は、活動組織に交付するものとするとともに、その旨を部長及び市町村長あて通知するものとする。
- 6 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。

(実施状況報告及び確認)

- 第14 活動組織は、県実施要領別紙1第4第7項に基づく実施状況について、様式第12号により作成の上、市町村に2部提出するものとする。
- 2 市町村は、前項に基づく提出があった場合は、実施状況内容を確認の上、所長に1部提出するものとする。

- 3 所長は、2に基づく提出があったときは、県及び市町村が負担する交付金に係る履行状況を調査するため、現地において実施状況を確認の上、部長に報告するものとし、部長は取りまとめの上、地域協議会に提出するものとする。
- 4 3による実施状況の確認は、所長が部長に協議の上、部長に確認を依頼できるものとし、その場合、所長は関係書類等を進達するものとする。なお、市町村及び地域協議会は、必要に応じて、県が行う実施状況の確認に同行できるものとする。
- 5 地域協議会長は、3に基づく提出があったときは、速やかにその確認結果について、様式第13号及び別記様式第2号により活動組織の代表者に通知するものとする。併せて、その旨を部長及び市町村長あて通知するものとする。
- 6 部長は、前項の通知があったときは、所長に通知する。
- 7 地域協議会長は、5の場合において、既に第13に基づきその実施状況に応じた交付金の額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返納を求めるものとする。
- 8 活動組織の代表者は、7により交付金の返納を求められた場合、速やかに当該交付金額を納付するものとする。

(事業の周知)

- 第15 県及び地域協議会は、ホームページなどを活用し、本事業に関する普及啓蒙に努めるものとする。

(交付金に係る予算措置及び調整)

- 第16 部長は、次年度以降の活動要望について活動組織などへ照会の上、取りまとめた結果を所長及び市町村に周知し、交付金配分計画を作成するなどして予算措置について必要な調整を図るものとする。
- 2 市町村は、前項による調整を踏まえ、必要な予算の確保に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月29日から施行し、平成30年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月17日から施行し、令和元年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要領は、令和２年６月１日から施行し、令和２年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要領は、令和３年４月１２日から施行し、令和３年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要領は、令和４年４月５日から施行し、令和４年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- １ この要領は、令和５年６月７日から施行し、令和５年度予算に係る交付金に適用する。
- ２ この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- １ この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度予算に係る交付金に適用する。
- ２ この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- １ この要領は、令和７年６月１２日から施行し、令和７年度予算に係る交付金に適用する。
- ２ この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(様式第1号)

〇〇活動組織規約（例）

〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

なお、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属等を記載するよう努める。

第3章 役員

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。

二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。

三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一 活動組織規約の変更

二 活動組織の解散

三 構成員の除名

四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(会費)

第15条 前条第二号に掲げる収入として、会員から月（年）〇〇円の会費を徴収するものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第16条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第17条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第18条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第 19 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 20 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に言い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 21 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 22 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 23 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 26 条 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 266 号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、○年○月○日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 17 条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙)

年 月 日

〇〇活動組織参加同意書

以下 3. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表及び役員を下記 1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

3. 構成員

(1) 個人

役職名	氏名	住所	備考

(2) 団体

氏名	住所	団体名

注：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とし、構成員名簿を添付すること。

(様式第2号)

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）
の実施に関する協定書（例）

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森
第266号林野庁長官通知）に基づき、〇〇活動組織と森林所有者は、下記のとおり協
定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、里山林活性化による多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、〇〇活動組織と森林所有者の間で明らかにすべき内容等を定めることを目的とする。

（協定の対象となる森林）

第2条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇ー〇

面積 〇〇.〇ha

計画図 別紙の「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書
（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）」の13に定めるとおりとする。

（協定期間）

第3条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から〇年〇月〇日までとする。

（対象となる森林の取扱い）

第4条 〇〇活動組織と森林所有者は、活動の趣旨を踏まえて協定を締結するものとする。

2 〇〇活動組織と森林所有者は、協定の対象となる森林において活動の期間中に森林経営計画を策定する場合や、活動の期間中及び活動の終了年度の翌年度から起算して5年以内に立木竹の全面伐採除去や森林の転用等を行う場合等は、交付金の返還を求められることがあることを認識し、協定の締結に当たり、対象となる森林の取扱いについて事前に協議するものとする。

3 協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合であっても、前項の事前協議及び第6条により定めた事項は有効とする。

（活動計画）

第5条 活動組織が行う活動は、別紙の「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）」に定めるとおりとする。

(その他)

第6条 利用する資源の範囲及び収益の取扱については、〇〇活動組織と森林所有者は、事前に協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、〇〇活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、〇〇活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇年〇月〇日

〇〇活動組織

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

代表 〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

(様式第 3 号)

活 動 計 画 書

○年○月○日策定
(○年○月○日 第○回改定)
○○活動組織

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業)

1. 活動組織名

※複業実践型を行う場合：（法人番号

※ 複業実践型に取り組む場合は、法人番号も記載すること(番号が無い場合は空欄で可)

2. 活動組織の事務所の所在地

3. 取組の背景

※ 対象となる里山林がある地域の概要、本交付金の活用に至った背景、地元の自治体や自治会・町内会等地域のニーズへの対応、地域の活性化への寄与等について記載。

4. 取組概要

5. 構成員の概要

※ 構成員の人数、年齢層、居住地(どのような地域から参加しているか)、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

6. 年度別スケジュール

取組概要		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
1. 主たる活動				
A-1. 地域活動型 (森林資源活用)		ha	ha	ha
	資源活用 of 取組			
A-2. 地域活動型 (竹林資源活用)		ha	ha	ha
	資源活用 of 取組			
B. 複業実践型		ha	ha	ha
	資源活用 of 数値目標 (搬出目標 (間伐率等))	本/ha (間伐率 %)	本/ha (間伐率 %)	本/ha (間伐率 %)
※ 間伐等(除伐・枝打ちを含む。)実施面積 (A+B)		ha	ha	ha
2. 従たる活動				
C. 機能強化		m	m	m
		ha	ha	ha
D. 関係人口創出・維持				
E. 資機材等整備				
F. 活動推進費				

※1 A. 地域活動型は、年度毎に作業を行う面積と資源活用の実施内容を記載する。

※2 B. 複業実践型は、年度毎に作業を行う面積と「搬出目標（間伐率）」欄に、各年度ごとの搬出量の目標を記載する（単位は適宜修正して差し支えない）。

※3 C. 機能強化の欄に記載する値のうち、延長には、森林調査・見回りを含めない。また、面積は、併せて行うA. 地域活動型及びB. 複業実践型の対象森林の面積の合計とする。

※4 D. 関係人口創出・維持は、年度毎の実施内容を記載する。

※5 E. 資機材等整備は、年度毎に整備する資機材を記載する。

※6 F. 活動推進費は、年度毎の実施内容を記載する。

7. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法

対象 森林	区分	目標	モニタリング調査方法

※1 目標の設定及びモニタリング調査方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

※2 対象となる森林が複数あり、それぞれの森林で異なるモニタリング調査を行う場合は、それぞれ行を分けて記載すること。

8. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
年度		
年度		
年度		

9. 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

--

10. 4年目以降の活動（森林管理）計画

--

11. 活動の継続のための取組

--

※ 本交付金の交付が終了した後も活動を継続するために取り組んでいること（活動に参加する者や活動に必要な経費の確保の取組等）を記載すること。

12. その他

（1）収入

--

※ 会費、林産物収入など里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）以外の収入を記載すること。

(2) 委託

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・委託先の名称・委託先の連絡先（電話番号等）・委託の時期・委託内容（作業を委託する森林の位置（地番、臨床班等）、委託する作業の内容及び面積等）・委託の金額（予定額） |
|--|

※ 活動計画に記載した取り組みを外部委託する場合は記載すること。

13. 計画図

別紙参照

- ※1 対象森林の森林計画図を添付すること。森林計画図が存在しない場合又は入手が困難な場合は、対象森林の位置及び面積が分かる縮尺5,000分の1以上の図面を添付すること。
- ※2 添付する図面には、森林経営計画が策定されている区域を明示した上で、年度毎に計画している取組の範囲を図示すること。
- ※3 機能強化を行う場合は、対象となる路網や鳥獣被害防止柵の位置、延長を図示すること。
- ※4 現地の写真は、取組を行う対象森林の現況（遠景、近景）がわかる写真を添付すること。

(様式第4号-1)

番 号
年 月 日

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 ○ ○ 殿

〇〇活動組織
代表 ○〇 ○〇

○年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業) に係る採択申請書

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和7年3月31日付け6林整森第266号林
野庁長官通知)別紙Ⅲの第4の4(1)に基づき、下記のとおり里山林活性化による多面的機能
発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名(法人の場合は末尾に法人番号を括弧書きで記載)

(法人番号:)

2. 協定の対象となる森林の位置

3. 担当者名・電話番号(連絡がとれる担当者及び電話番号を記載)

4. 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

区分	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の 支援額	市町村の 支援額	計
活動推進費	国38,000円/年 県6,333円/年 市町村6,333円/年	—	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (森林資源活用)	国120,000円/ha 県20,000円 市町村20,000円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (竹林資源活用)	国332,000円/ha 県55,333円 市町村55,333円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
複業実践型	国191,000円/ha 県31,833円 市町村31,833円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
	安全衛生装具	定額				
小 計	—	ha 0	円 0	円 0	円 0	円 0
機能強化	国800円/m 県100円/m 市町村100円/m	m	円 0	円 0	円 0	円 0
関係人口創出・維持	国50,000円/年 県8,334円/年 市町村8,333円/年	—	円 0	円 0	円 0	円 0
資機材等整備	1/2 以内 1/3 以内	円	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0
計	—	—	円 0	円 0	円 0	円 0
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				

（注1）機能強化は円/m、関係人口創出・維持は円/年を単位とする。

（注2）交付対象とする面積は 0.1ha を、延長は 1m を下限とする。

（注3）地域活動型及び複業実践型の交付単価は、上段から活動1年目、活動2年目、活動3年目の単価とする。

（注4）資機材等整備の森林面積等欄は、金額を記載すること。なお、資機材等整備のうち林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋の購入金額若しくは関係人口創出・維持による活動で使用する移動式の簡易なトイレの賃借料は「1/3 以内」とする。

（注5）都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

5. 事業費（事業費は、活動推進費、地域活動型、複業実践型、機能強化、関係人口創出・維持、資機材等整備の購入額の合計額とする。）

6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動推進費												
地域活動型 (森林資源活用)												
資源活用取組												
地域活動型 (竹林資源活用)												
資源活用取組												
複業実践型												
機能強化												
関係人口創出・維持												
資機材等整備												

7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

8. 関係人口創出・維持 の相手先及び活動内容

【地域外関係者の相手先名】

【活動内容】

（注）地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

9. 資源活用取組内容

【活動内容】

（注）利用する資源の範囲及び収益の取扱は森林所有者と事前に協議するものとする。

＜施行注意＞

以下の資料を添付すること。

- ・活動計画書
- ・協定書の写し
- ・活動組織の規約の写し
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

等を添付するものとする。

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(様式第4号-2)

番 号
年 月 日

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 ○ ○ 殿

〇〇活動組織
代表 ○〇 ○〇

○年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業) に係る採択申請書

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知)別紙Ⅲの第4の4(1)に基づき、下記のとおり里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名(法人の場合は末尾に法人番号を括弧書きで記載)

(法人番号:)

2. 協定の対象となる森林の位置

3. 担当者名・電話番号(連絡がとれる担当者及び電話番号を記載)

4. 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

区分	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の 支援額	市町村の 支援額	計
活動推進費	国38,000円/年 県6,333円/年 市町村6,333円/年	—	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (森林資源活用)	国116,000円/ha 県19,333円 市町村19,333円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (竹林資源活用)	国304,000円/ha 県50,667円 市町村50,666円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
複業実践型	国176,000円/ha 県29,333円 市町村29,333円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
	安全衛生装具	定額				
小 計	—	ha 0	円 0	円 0	円 0	円 0
機能強化	国800円/m 県100円/m 市町村100円/m	m	円 0	円 0	円 0	円 0
関係人口創出・維持	国50,000円/年 県8,334円/年 市町村8,333円/年	—	円 0	円 0	円 0	円 0
資機材等整備	1/2 以内 1/3 以内	円	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0
計	—	—	円 0	円 0	円 0	円 0
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				

（注1）機能強化は円/m、関係人口創出・維持は円/年を単位とする。

（注2）交付対象とする面積は 0.1ha を、延長は 1m を下限とする。

（注3）地域活動型及び複業実践型の交付単価は、上段から活動1年目、活動2年目、活動3年目の単価とする。

（注4）資機材等整備の森林面積等欄は、金額を記載すること。なお、資機材等整備のうち林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋の購入金額若しくは関係人口創出・維持による活動で使用する移動式の簡易なトイレの賃借料は「1/3 以内」とする。

（注5）都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

5. 事業費（事業費は、活動推進費、地域活動型、複業実践型、機能強化、関係人口創出・維持、資機材等整備の購入額の合計額とする。）

6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動推進費												
地域活動型 (森林資源活用)												
資源活用 of 取組												
地域活動型 (竹林資源活用)												
資源活用 of 取組												
複業実践型												
機能強化												
関係人口創出・維持												
資機材等整備												

7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

8. 関係人口創出・維持 の相手先及び活動内容

【地域外関係者の相手先名】

【活動内容】

（注）地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

9. 資源活用 of 取組内容

【活動内容】

（注）利用する資源の範囲及び収益の取扱は森林所有者と事前に協議するものとする。

＜施行注意＞

以下の資料を添付すること。

- ・活動計画書
- ・協定書の写し
- ・活動組織の規約の写し
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

等を添付するものとする。

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(様式第4号-3)

番 号
年 月 日

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 ○ ○ 殿

〇〇活動組織
代表 ○〇 ○〇

○年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業)に係る採択申請書

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和7年3月31日付け6林整森第266号林
野庁長官通知)別紙Ⅲの第4の4(1)に基づき、下記のとおり里山林活性化による多面的機能
発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名(法人の場合は末尾に法人番号を括弧書きで記載)

(法人番号:)

2. 協定の対象となる森林の位置

3. 担当者名・電話番号(連絡がとれる担当者及び電話番号を記載)

4. 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

区分	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	国38,000円/年 県6,333円/年 市町村6,333円/年	—	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (森林資源活用)	国112,000円/ha 県18,667円 市町村18,666円	ha 1	円 112,000	円 18,667	円 18,666	円 149,333
地域活動型 (竹林資源活用)	国276,000円/ha 県46,000円 市町村46,000円	ha 1	円 276,000	円 46,000	円 46,000	円 368,000
複業実践型	国162,000円/ha 県27,000円 市町村27,000円	ha 1	円 162,000	円 27,000	円 27,000	円 216,000
	安全衛生装具	定額				
小 計	—	ha 3	円 550,000	円 91,667	円 91,666	円 733,333
機能強化	国800円/m 県100円/m 市町村100円/m	m 1	円 800	円 100	円 100	円 1,000
関係人口創出・維持	国50,000円/年 県8,334円/年 市町村8,333円/年	—	円 0	円 0	円 0	円 0
資機材等整備	1/2 以内 1/3 以内	円	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0
計	—	—	円 0	円 0	円 0	円 0
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				

（注1）機能強化は円/m、関係人口創出・維持は円/年を単位とする。

（注2）交付対象とする面積は 0.1ha を、延長は 1m を下限とする。

（注3）地域活動型及び複業実践型の交付単価は、上段から活動1年目、活動2年目、活動3年目の単価とする。

（注4）資機材等整備の森林面積等欄は、金額を記載すること。なお、資機材等整備のうち林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋の購入金額若しくは関係人口創出・維持による活動で使用する移動式の簡易なトイレの賃借料は「1/3 以内」とする。

（注5）都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

5. 事業費（事業費は、活動推進費、地域活動型、複業実践型、機能強化、関係人口創出・維持、資機材等整備の購入額の合計額とする。）

6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動推進費												
地域活動型 (森林資源活用)												
資源活用取組												
地域活動型 (竹林資源活用)												
資源活用取組												
複業実践型												
機能強化												
関係人口創出・維持												
資機材等整備												

7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

8. 関係人口創出・維持 の相手先及び活動内容

【地域外関係者の相手先名】

【活動内容】

（注）地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

9. 資源活用取組内容

【活動内容】

（注）利用する資源の範囲及び収益の取扱は森林所有者と事前に協議するものとする。

＜施行注意＞

以下の資料を添付すること。

- ・活動計画書
- ・協定書の写し
- ・活動組織の規約の写し
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

等を添付するものとする。

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(様式第 5 号)

活動の有効性等に関する意見等（例）

1 活動組織名

2 活動内容 別添申請書のとおり

3 ○○（市町村）の意見（該当する項目の□に✓をお願いします）

（1）活動の有効性

☐ 有効である

☐ 有効性は認められない

（2）対象森林における森林経営計画の策定

☐ 現時点において策定有り（※）

☐ 現時点において策定無し（策定無しの場合、認定請求書の提出の有無を以下に記載願います）

☐ 当該年度における森林経営計画の認定請求書の提出有り（※）

☐ 当該年度における森林経営計画の認定請求書の提出無し

（※）現時点で森林経営計画の策定有り又は認定請求書の提出有りの場合、計画期間を記載願います 年 月 日 ～ 年 月 日

（3）市町村森林整備計画等の該当区域（発揮を期待すべき機能区分）

該当 区域	区 分
	① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑤ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑥ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（注 1）区分は、市町村森林整備計画制度等の運用について（平成 3 年 7 月 25 日付け 3 林野計第 305 号）の第 1 の 1 の（5）に定める公益的機能別施業森林等による。

（注 2）現状、当該森林が白地あるいは 2 条森林の場合は、当該森林の発揮すべき機能を踏まえて該当区域を判断するものとする。

その他の意見等がありましたら、ご自由に記載ください

(協議会が確認する必要がある場合に記載)

4 貴(市町村)が国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意志の有無。

☐ 有 (金額 円)

☐ 無

記入担当者

〇〇(市町村) 〇〇課 氏 名

TEL 〇〇〇

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

活動組織の代表者 殿

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会会長 印

年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）に係る採択通知書

年 月 日付け第 号で提出のあった里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適当と認められたので、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 266 号林野庁長官通知）別紙のⅢの第 4 の 4（4）に基づき、下記のとおり通知する。また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。

記

- 1. 活動組織名
- 2. 協定の対象となる森林の位置
- 3. 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の交付決定額

（単位：金額 円）

取組メニュー		交付金額	県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費		円	円	円	円
地域活動型（森林資源活用）		円	円	円	円
地域活動型（竹林資源活用）		円	円	円	円
複業実践型		円	円	円	円
機能強化		円	円	円	円
関係人口創出・維持		円	円	円	円
資機材等の整備	交付率 1/2 以内	円	円	円	円
	交付率 1/3 以内	円	円	円	円
計		円	円	円	円

（注）県の支援額、市町村の支援額及び計の欄については、協議会が把握している場合に記載すること。

4. その他

活動組織は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 266 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30

年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)に従わなければならない。

(注) その他、活動組織に条件を付す場合は本項に記載すること。

(様式第7号－1)

番 号
年 月 日

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 ○○ ○○ 殿

○○地域活動組織
代表 ○○ ○○

○年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業)に係る採択変更申請書(届出書)

○年○月○日付け第○号で採択通知のあった里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知)別紙のⅢの第4の5に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する(届け出る)。

記

1. 活動組織名(法人の場合は末尾に法人番号を括弧書きで記載)
(法人番号:)
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 担当者名・電話番号(連絡がとれる担当者及び電話番号を記載)
4. 計画変更の理由(交付金の増減の場合は金額も併せて記載すること。)

５．里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

区分	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	国38,000円/年 県6,333円/年 市町村6,333円/年	初年度のみ	—	円	円	円
地域活動型 (森林資源活用)	国120,000円/ha 県20,000円 市町村20,000円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (竹林資源活用)	国332,000円/ha 県55,333円 市町村55,333円		円 0	円 0	円 0	円 0
複業実践型	国191,000円/ha 県31,833円 市町村31,833円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
安全衛生装具	定額					
小 計	—		円	円	円	円
機能強化	国800円/m 県100円/m 市町村100円/m	円	円	円	円	円
関係人口創出・維持	国50,000円/年 県8,334円/年 市町村8,333円/年	円	円	円	円	円
資機材等整備	1/2 以内 1/3 以内		円 0	円 0	円 0	円 0
計	—	ha				
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				

（注１）機能強化は円/m、関係人口創出・維持は円/年を単位とする。

（注２）交付対象とする面積は0.1haを、延長は1mを下限とする。

（注３）地域活動型及び複業実践型の交付単価は、上段から活動１年目、活動２年目、活動３年目の単価とする。

（注４）資機材等整備の森林面積等欄は、金額を記載すること。

６．事業費（事業費は、活動推進費、地域活動型、複業実践型、機能強化、関係人口創出・維持、資機材等整備の購入額の合計額とする。）

7. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動推進費												
地域活動型 (森林資源活用)												
資源活用取組												
地域活動型 (竹林資源活用)												
資源活用取組												
複業実践型												
機能強化												
関係人口創出・維持												
資機材等整備												

8. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

9. 関係人口創出・維持の相手先及び活動内容

【地域外関係者の相手先名】

【活動内容】

注) 地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

10. 資源活用の取組内容

【活動内容】

注) 利用する資源の範囲及び収益の取扱は森林所有者と事前に協議するものとする。

<施行注意>

以下の資料を添付すること。

- ・活動計画書
- ・協定書の写し
- ・活動組織の規約の写し
- ・作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(様式第7号－2)

番 号
年 月 日

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 ○○ ○○ 殿

○○地域活動組織
代表 ○○ ○○

○年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業)に係る採択変更申請書(届出書)

○年○月○日付け第○号で採択通知のあった里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知)別紙のⅢの第4の5に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する(届け出る)。

記

1. 活動組織名(法人の場合は末尾に法人番号を括弧書きで記載)
(法人番号:)
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 担当者名・電話番号(連絡がとれる担当者及び電話番号を記載)
4. 計画変更の理由(交付金の増減の場合は金額も併せて記載すること。)

５．里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

区分	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の 支援額	市町村の 支援額	計
活動推進費	国38,000円/年 県6,333円/年 市町村6,333円/年	初年度のみ	—	円	円	円
地域活動型 (森林資源活用)	国116,000円/ha 県19,333円 市町村19,333円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (竹林資源活用)	国304,000円/ha 県50,667円 市町村50,666円		円 0	円 0	円 0	円 0
複業実践型	国176,000円/ha 県29,333円 市町村29,333円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
安全衛生装具	定額					
小 計	—		円	円	円	円
機能強化	国800円/m 県100円/m 市町村100円/m	円	円	円	円	円
関係人口創出・維持	国50,000円/年 県8,334円/年 市町村8,333円/年	円	円	円	円	円
資機材等整備	1/2 以内 1/3 以内		円 0	円 0	円 0	円 0
計	—	ha				
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				

（注１）機能強化は円/m、関係人口創出・維持は円/年を単位とする。

（注２）交付対象とする面積は0.1haを、延長は1mを下限とする。

（注３）地域活動型及び複業実践型の交付単価は、上段から活動１年目、活動２年目、活動３年目の単価とする。

（注４）資機材等整備の森林面積等欄は、金額を記載すること。

６．事業費（事業費は、活動推進費、地域活動型、複業実践型、機能強化、関係人口創出・維持、資機材等整備の購入額の合計額とする。）

7. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動推進費												
地域活動型 (森林資源活用)												
資源活用取組												
地域活動型 (竹林資源活用)												
資源活用取組												
複業実践型												
機能強化												
関係人口創出・維持												
資機材等整備												

8. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

9. 関係人口創出・維持の相手先及び活動内容

【地域外関係者の相手先名】

【活動内容】

注) 地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

10. 資源活用の取組内容

【活動内容】

注) 利用する資源の範囲及び収益の取扱は森林所有者と事前に協議するものとする。

<施行注意>

以下の資料を添付すること。

- ・活動計画書
- ・協定書の写し
- ・活動組織の規約の写し
- ・作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 ○○ ○○ 殿

○○地域活動組織
代表 ○○ ○○

○年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業)に係る採択変更申請書(届出書)

○年○月○日付け第○号で採択通知のあった里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知)別紙のⅢの第4の5に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する(届け出る)。

記

1. 活動組織名(法人の場合は末尾に法人番号を括弧書きで記載)
(法人番号:)
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 担当者名・電話番号(連絡がとれる担当者及び電話番号を記載)
4. 計画変更の理由(交付金の増減の場合は金額も併せて記載すること。)

５．里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

区分	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の 支援額	市町村の 支援額	計
活動推進費	国38,000円/年 県6,333円/年 市町村6,333円/年	初年度のみ	—	円	円	円
地域活動型 (森林資源活用)	国112,000円/ha 県18,667円 市町村18,666円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
地域活動型 (竹林資源活用)	国276,000円/ha 県46,000円 市町村46,000円		円 0	円 0	円 0	円 0
複業実践型	国162,000円/ha 県27,000円 市町村27,000円	ha	円 0	円 0	円 0	円 0
安全衛生装具	定額					
小 計	—		円	円	円	円
機能強化	国800円/m 県100円/m 市町村100円/m	円	円	円	円	円
関係人口創出・維持	国50,000円/年 県8,334円/年 市町村8,333円/年	円	円	円	円	円
資機材等整備	1/2 以内 1/3 以内		円 0	円 0	円 0	円 0
計	—	ha				
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				

（注１）機能強化は円/m、関係人口創出・維持は円/年を単位とする。

（注２）交付対象とする面積は0.1haを、延長は1mを下限とする。

（注３）地域活動型及び複業実践型の交付単価は、上段から活動１年目、活動２年目、活動３年目の単価とする。

（注４）資機材等整備の森林面積等欄は、金額を記載すること。

６．事業費（事業費は、活動推進費、地域活動型、複業実践型、機能強化、関係人口創出・維持、資機材等整備の購入額の合計額とする。）

7. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動推進費												
地域活動型 (森林資源活用)												
資源活用取組												
地域活動型 (竹林資源活用)												
資源活用取組												
複業実践型												
機能強化												
関係人口創出・維持												
資機材等整備												

8. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

9. 関係人口創出・維持の相手先及び活動内容

【地域外関係者の相手先名】

【活動内容】

注) 地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

10. 資源活用の取組内容

【活動内容】

注) 利用する資源の範囲及び収益の取扱は森林所有者と事前に協議するものとする。

<施行注意>

以下の資料を添付すること。

- ・活動計画書
- ・協定書の写し
- ・活動組織の規約の写し
- ・作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(様式第 8 号)

番 号
年 月 日

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会会長 殿

活動組織の代表者

年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）採択決定前着手届

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領の別紙のⅢの第 4 の 6 の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 活動組織名
3. 着手予定年月日
4. 採択決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 採択決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は活動組織が負担すること。
2. 採択決定を受けた採択金額が採択申請額又は採択申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から採択決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

(様式第9号)
○年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る
活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)

No.:
組織名:

活動日: 令和○年○月○日

写真

区分※			
取組内容	活動場所		
	活動内容		
	実施時間		
	活動参加人数	構成員	名
		構成員以外	名
		合 計	名
		うち地域外関係者	名

活動日: 令和○年○月○日

写真

区分※			
取組内容	活動場所		
	活動内容		
	実施時間		
	活動参加人数	構成員	名
		構成員以外	名
		合 計	名
		うち地域外関係者	名

活動日: 令和○年○月○日

写真

区分※			
取組内容	活動場所		
	活動内容		
	実施時間		
	活動参加人数	構成員	名
		構成員以外	名
		合 計	名
		うち地域外関係者	名

活動日: 令和○年○月○日

写真

区分※			
取組内容	活動場所		
	活動内容		
	実施時間		
	活動参加人数	構成員	名
		構成員以外	名
		合 計	名
		うち地域外関係者	名

※ 区分:活動推進費＝1、地域活動型(森林資源活用)＝2、地域活動型(竹林資源活用)＝3、複業実践型＝4、機能強化＝5、関係人口創出・維持＝6

(様式第9号 別添)

○年 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る

作業写真整理帳(活動場所毎の作業写真)

No.:

組織名:

作業前

令和○年○月○日



活動場所	
取組内容	

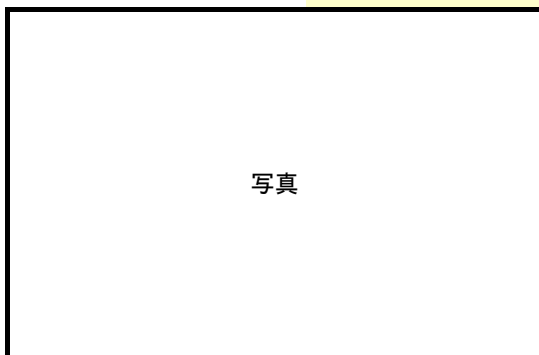
作業中

令和○年○月○日



作業後

令和○年○月○日



※ 活動の区分:活動推進費＝1、地域活動型(森林資源活用)＝2、地域活動型(竹林資源活用)＝3、複業実践型＝4、機能強化＝5、関係人口創出・維持＝6

※活動前、活動中、活動後の状況について、同一地点・同一方向・同一画角でそれぞれ撮影すること。

※写真撮影は作業起番ごとに1箇所以上で撮影すること。
ただし、作業起番面積が1ha以上の場合は2箇所以上とする。

(様式第10号)

○年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）
（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）

活動区分：

日付	区分	内容	収入（円）	立替（円）	支出（円）				資機材購入費 のうち交付金 充当額	領収書等 番号	活動実施日	備考（財産の保管 場所）
					人件費	委託費	その他	資機材の購入 等				
			0	0	0	0	0	0	0			

※ 活動の区分：活動推進費＝1、地域活動型（森林資源活用）＝2、地域活動型（竹林資源活用）＝3、複業実践型＝4、機能強化＝5、関係人口創出・維持＝6

(様式第11号)

○年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金モニタリング結果報告書
(みんなの森林づくりプロジェクト推進事業)

1 活動の目標等

区分名：
目標：
モニタリング調査方法：

2 活動実施前

(○年度)

写真

標準地の状況を記載	
-----------	--

3 活動計画1年目

(○年度)

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

4 活動計画2年目

(○年度)

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

5 活動計画3年目

(○年度)

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	

(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

(様式第 1 2 号)

番 号
年 月 日

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会会長 殿

活動組織の代表者

年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）に係る実施状況報告書

年度の実施状況について、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和 7 年 3 月 3 1 日付け 6 林整森第 2 6 6 号林野庁長官通知）別紙のⅢの第 4 の 7 （1）に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 活動記録兼作業写真整理帳（様式第 9 号）
- 2 作業写真整理帳（様式第 9 号別添）
- 3 金銭出納簿 （様式第 1 0 号）
- 4 モニタリング結果報告書（様式第 1 1 号）
- 5 実施状況整理票（別紙 1）
- 6 効果チェックシート（別紙 2）
- 7 「関係人口創出・維持」の活動の参加者名簿
- 8 資機材管理台帳（別紙 3）
- 9 環境負荷軽減のクロスコンプライアンスチェックシート（様式第 1 4 号）

（※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第 1 号も併せて添付すること。）

(別紙1)

実施状況整理票

都道府県名	地域協議会名	事務所が在する市町村名	対象森林が所在する市町村名	活動組織名	構成員数 合計	実施した内容								アドバイザー制度の利用	実施に係る収支												備考		
						主たる活動		従たる活動							収入						支出								
						地域活動型 森林資源活用 竹林資源活用		複業実践型	間伐等 (除伐、枝打ち含む。)の実施面積	機能強化の延長	関係人口創出・維持の実施	作業に 参加した 地域外関係者数 (延べ人数)	資機材等整備の実施		活動推進費の使用	収入計	自己負担額	交付額・支援額計	国・地方公共団体				支出計	人件費	外部委託費	その他		資機材等整備 (購入額)	
																			交付額計	国	都道府県の支援額	市町村の支援額						交付率	
																												1 / 2 以内該当	1 / 3 以内該当
(人)	(人)	(ha)	(ha)	(ha)	(m)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)				

1：「関係人口創出・維持の実施」は、関係人口創出・維持の活動を実施した場合に「○」を記入し、それ以外は空欄とすること。

2：「資機材等整備の実施」は、従たる活動として資機材等整備を実施した場合に「○」を記入し、それ以外は空欄とすること。

3：「アドバイザー制度の利用」は、別途定めるアドバイザー制度による指導・助言を受けた場合は、該当する指導・助言の数字を記入し、それ以外は空欄とすること。

①森林施業、②侵入竹の伐採・除去・利活用、③森林資源の活用、④森林生態、植生、⑤関係人口、⑥組織づくり、⑦安全管理、⑧その他

4：「支出」に記入する額は、自己負担額による支出、国の交付額による支出、都道府県・市町村の支援額による支出の合計額をそれぞれ記入すること。

里山林活性化による多面的機能発揮に対する効果チェックシート

〇〇活動組織

■ 本年度の取組年度 計画1年目 計画2年目 計画3年目

■ 効果チェックシート

※ 採択された活動計画書の計画期間内で、活動を通じて得られた変化または効果について、以下の表に示した変化または成果に該当するものがあれば、チェック欄に「○」を記入してください。

(本年度が活動計画書の1年目であれば「今年度1年間」の活動を、2年目であれば「1年目と2年目」の活動を、3年目であれば「1年目から3年目まで」の活動を、それぞれ通じて得られた変化または効果に「○」を記入してください)。

項目	該当 すれば ○	具体的な変化または成果
活動の広がり (横展開)		活動組織の構成員数が増加した
		幅広い年齢層が協力して活動を行った
		新聞や雑誌、広報誌などで活動を紹介された
		他団体(活動団体、企業、自治体等)との協力関係がうまれた
		外部(異なる集落や都市)の住民も森林整備活動に参加した
活動の持続性 (自立性)		構成員が森林整備のための技術や安全管理の資格を取得した
		森林整備のための機材や道具を使用できる構成員数が増えた
		森林整備のために利用可能な本交付金以外の資金が増えた
		若い世代(40歳未満)が参加しており、長期的な活動が可能である
		本交付金終了後に森林整備活動を継続できる見込みがある
地域貢献 (景観)		対象森林が明るくなり、見通しが良くなった
		活動組織の構成員以外から景観が良くなったと言われるようになった
		対象森林や周辺で不法投棄されるゴミの量が減った/ゴミのない状態を維持している
		対象森林が、観光資源としても利用できるようになった
		在来種や歴史性を考慮した地域ならではの景観を守っている
地域貢献 (文化・教育)		対象森林が、地域の憩いの場として活用されている
		対象森林が、地域の子供たちの自然体験活動や学習・教育の場となっている
		地域の幼稚園、保育園、小中学校のいずれかと協力関係にある
		対象森林から得られた資源を伝統工芸品づくりに活用した
		伝統文化の維持や郷土食づくりに貢献する活動を行った
地域貢献 (その他)		鳥獣被害が軽減された(野生鳥獣の出没・侵入が減った)
		地域の農業と連携した活動を行った
		希少動植物の保護や生物多様性の保全に貢献している
		土砂流出が軽減されるなど自然災害の防止に役立った
		特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している

■ 効果チェックに際して特筆すべき事項

・今年度を実施した「関係人口創出・維持」について、昨年度も実施した場合、参加者の「延べ人数」の増減について記入してください。

項目	該当 すれば ○	具体的な変化または成果
関係人口の 創出・維持		(延べ人数で比較して) 増加した。(増加した人数: 人)
		(延べ人数で比較して) 減少した。(減少した人数: 人)

所見(自由記載)

--

・自然災害等により、活動を計画どおりに行うことが困難な状況が生じた場合は、期待どおりの効果が得られないことも想定されます。災害等が発生し計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を選択し、該当がなければその他に簡単にご記入ください。

項目	該当 すれば ○	具体的な変化または成果
自然災害等		災害等で活動区域が被害を受け、活動が行えなかった。
		災害等で活動区域までの道が被害を受け、活動が行えなかった。
		土地所有者との協定が締結できず活動を行えなかった。
		感染症等の感染防止ため活動を行えなかった。
		その他

(別紙3)

資機材管理台帳

(里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金で購入したもの)

番号	年度	購入資機材	メーカー 規格等	購入金額	交付金額	購入日	稼働状況 (年間稼働日等)	処分期限 年月日	保管場所等
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

※1 事業終了後も、処分期限期間内に、協議会及び農林水産大臣の承認を得ずに交付金の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する等を行った場合は補助金の返還対象となります。地域協議会に対し、少なくとも年1回の報告を行うこと。

(様式第 13 号)

番 号
年 月 日

活動組織の代表者 殿

宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会会長 印

年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）に係る実施状況確認通知書

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 266 号林野庁長官通知）別紙のⅢの第 4 の（3）に基づき、実施状況について確認したことを通知する。

< 施行注意 >

交付金の返納を求める場合には、末尾に「なお、同要領別紙Ⅲの第 5 の（1）～（3）に基づき、既に交付した交付金額 円との差額 円について、令和 年 月 日までに納付されたい。」を追記すること。

(様式第14号)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等) に努める	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存 に努める	☐
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費を しないように努める	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に 努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

- (注1) 申請を行う際に本様式の「該当なし」欄又は「申請時」欄に☑を付し、報告の際は「報告時」欄に☑を付して提出してください。
- (注2) 記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※チェックシートの提出者から抽出により農林水産省職員による現地確認が行われる場合があります。

※⑫に示す関係法令は以下のとおりです。

- (1) 適正な施肥
- ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
 - ・土壌汚染対策法 (平成14年法律第 53号) 等
- (2) 適正な防除
- ・農業取締法 (昭和23年法律第 82号)
 - ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号)
 - ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び (昭和35年法律第145号)
- 安全性の確保等に関する法律に関する法律 等
- (3) エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エ (昭和54年法律第 49号)
- ネルギーへの転換等に関する法律 等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の (平成11年法律第112号)
- 促進に関する法律
- ・悪臭防止法 (昭和46年法律第 91号) 等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に關す (平成12年法律第116号)
- る法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等 (平成12年法律第100号)
- に関する法律
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の (平成 7 年法律第112号)
- 促進等に関する法律
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等 (令和 3 年法律第60号)
- に関する法律 等

- (6) 生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制によ (平成15年法律第 97号)
- る生物の多様性の確保に関する法律
- ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
 - ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 (平成14年法律第 88号)
- に関する法律
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防 (平成19年法律第134号)
- 止のための特別措置に関する法律
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に (平成28年法律第 48号)
- 関する法律
- ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
 - ・持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第 51号) 等
- (7) 環境関係法令の遵守等
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立 (令和 4 年法律第37号)
- のための環境負荷低減事業活動の促進等
に関する法律
- ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - ・環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削 (平成19年法律第 56号)
- 減に配慮した契約の推進に関する法律
- ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
 - ・森林法 (昭和26年法律第249号)
 - ・漁業法 (昭和24年法律第267号) 等

(別記様式第1号)

申請年月日	年	月	日
年度	第	号	

〇〇地域協議会
会長 〇 〇 殿

〇〇活動組織
代表 〇〇 〇〇

〇〇年〇月〇日付け〇号にて採択通知のあった里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林プロジェクト推進事業）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
	採択決定額 ①	円
	既交付額 ②	円
	今回申請額 ③	円
	採択決定額（年間交付額）との差額 ④＝①－②－③	0 円

交付金振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）															
	金融機関名										支店名					
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金															
	預金種別（該当のものにレ印を記入）															
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知															
	《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》															
	ゆうちょ銀行															
	記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）										番号（右づめで記入）					
						※										
	店名										店番					
											店					
	預金種目（該当のものにレ印を記入）										口座番号（右づめで記入）					
	☐ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座															
口座名義	フリガナ															
	口座名義															
	住所		(〒 -)										都 道 府 県		市 区 町 村	

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

(別記様式第 2 号)

番 号
年 月 日

〇〇活動組織
代表 〇〇 〇〇 殿

〇〇地域協議会会長
氏 名 印

〇年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（みんなの森林づくりプロジェクト推進事業）の交付について（第〇回）

〇年〇月〇日付けで交付申請のあった里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金については、下記のとおり交付したので、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書第 5 条第 2 項に基づき通知する。

記

1 第〇回交付額（③） 円

2 交付額の内訳

項目	金額
採択決定額 ①	円
既交付額 ②	円
今回申請額 ③	円
採択決定額（年間交付額）との差額 ④＝①－②－③	円